※1　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2　通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

（注２）金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超10年以内	10年超20年以内	20年超30年以内
貸付金	1,598,723	1,641,283	1,635,219	1,592,525	1,559,002	6,709,974	6,915,883	1,467,153
有価証券								
満期保有目的のもの	409,000	—	—	—	—	—	—	—
預け金	717,990	—	—	—	—	—	—	—

（注３）債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超10年以内	10年超20年以内	20年超30年以内
債券	1,731,876	1,658,250	1,872,536	1,725,554	1,854,643	8,285,659	2,120,195	227,500
借入金	—	—	—	—	30,000	45,500	—	—

【有価証券に関する注記】

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成26年９月30日現在）

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	29,999	29,997	△ 2	—	△ 2
譲渡性預金	379,000	379,000	—	—	—
合計	408,999	408,997	△ 2	—	△ 2

(注)１．国庫短期証券の時価は、当中間事業年度末における市場価格に基づいております。

２．譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

３．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

【デリバティブ取引に関する注記】

１．取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。

２．取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

⑴　ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象

ａ　ヘッジ手段・・・金利スワップ
　　ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

ｂ　ヘッジ手段・・・通貨スワップ
　　ヘッジ対象・・・外貨建債券

ｃ　ヘッジ手段・・・為替予約
　　ヘッジ対象・・・外貨預金

⑶　ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

⑷　ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

３．取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間にＩＳＤＡマスター契約及びＣＳＡを締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

４．取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

第明治三十五種郵便物認可　年三月三十一日